

日本IVR学会 定款細則改定のお知らせ

理事長 荒井保明

5月29日に開催された日本IVR学会代議員会（社員総会）において、下記の通り定款・細則の改定が承認されましたので、ご報告いたします。

一般社団法人日本インターベンショナルラジオロジー学会定款

第5章 役員

(役員を選任)

第25条

改定前：理事及び監事は、社員の中からその候補者を選出し、社員総会の決議により選任する方法によることができる。ただし、理事は就任年次の4月1日現在、満63歳未満の者でなければならない。

改定後：理事及び監事は、社員の中からその候補者を選出し、社員総会の決議により選任する方法によることができる。(下線部削除)

(役員任期)

第29条

改定前：理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

改定後：理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。(2年を1年に変更)

一般社団法人日本インターベンショナルラジオロジー学会定款施行細則

【地区研究会規定】

第2条

改定前：業務遂行にあたっては、各地区を代表する組織とも緊密に協力していくこととする。

改定後：業務遂行にあたっては、各地区を代表する次の研究会とも緊密に協力していくこととする。北日本IVR研究会、関東IVR研究会、中部IVR研究会、関西IVR研究会、中国四国IVR研究会、九州IVR研究会

【理事及び監事選出】

改定前：第14条(資格)

代議員の中で4月1日時点で満63歳未満のものとする。

改定後：第14条(立候補資格)

選挙によって選ばれた代議員の中で就任年次の4月1日時点で満63歳未満のものとする。